

## システム登録情報の更新【通常の変更編】

事業場の情報 に変更があったら

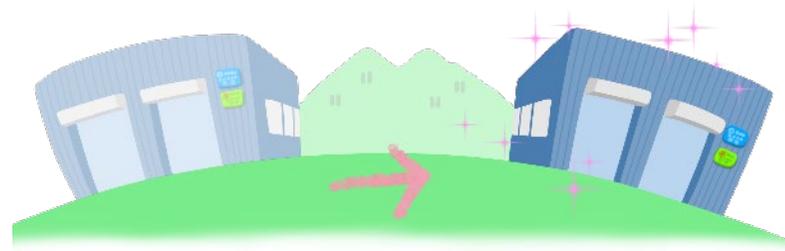
# OBD検査システムの登録情報変更

をお忘れなく!!

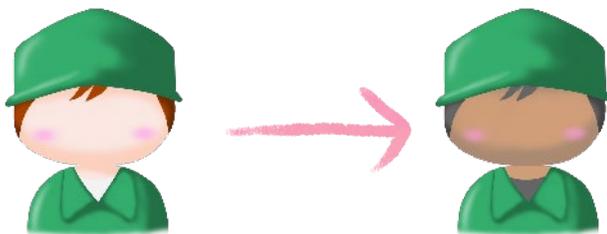
事業場名称の変更



事業場所在地の変更



検査員の選任・解任 工員の変更



# システム登録情報の更新【新規、番号変更編】

※システム上の指定番号  
が変わらないもの除く。

## 新規システム登録

## 認証⇒指定

## 指定廃止新規

- 通常、申請時に、運輸局より交付される指定・認証書と指定・認証番号が必要です。
- システム申請から利用可能(情報更新)となるまでに数日かかります。

**!** 運輸局からの指定(認証)を受けたらすぐに  
OBD検査/OBD確認を実施する予定の場合、  
あらかじめOBD検査システムへの申請を行ってください。



- ✓ 申請時に入力求められる、新しい『指定番号』『認証番号』については、その番号の代わりに、こちらを入力してください。

管轄運輸支局コード(2桁) + 事業場の電話番号(10~11桁)

- ✓ 申請時に添付求められる、新しい『指定書』『認証書』については、その代わりに、こちらを添付してください。

運輸局への申請書(届出書)

- ✓ システムへの申請が承認されるのは、運輸局の指定(認証)後となり、申請時に入力いただいたメールアドレスに通知メールが送信されます。

# システム登録情報の更新【指定廃止新規、認証譲渡編①】

## 指定廃止新規

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 指定番号、事業場名等の変更を申請してください。

引き継ぐことで、過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合  
⇒前ページの方法

※システム上の指定番号  
が変わらない場合、事業場名のみ変更  
(何も変わらなければ対応不要です。)

OCRに記入する数字と同じです。



- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。



- ・過去の検査結果等の情報は参照不可
- ・新たな事業場IDで、検査員/工員の登録を含む、一連の初期設定が必要
- ・初期設定が完了するまでの間、OBD検査ができない時間帯が発生

## 認証譲渡

- 譲渡前の事業者から事業場IDを引き継いでください。
- 事業場名等の変更を申請してください。
- 事業場IDを引き継がない場合は新規で利用申請してください。

引き継ぐことで、過去の検査結果の参照が可能です。

変更当日の反映が必要な場合  
⇒前ページの方法



・登録済の認証番号での新規利用申請は不可。譲渡元が利用停止を確実に行うことが必要

# システム登録情報の更新【指定廃止新規、認証譲渡編②】

## 指定廃止新規の流れ(例)

※『システム上の指定番号』：OCRに記入する数字と同じです。



### ■システム上の指定番号の変更あり(近畿、中国以外) 例：指定番号と事業場名称の変更

申請日

廃止新規日1週間前まで

廃止新規日

整備事業者

運輸局  
に申請

OBDシステムに指定番号+名称変更を申請  
(新指定番号は未定なので仮番号(12~13桁)で申請)

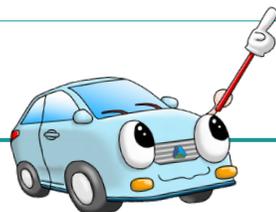
新指定番号+新名称にて  
OBDシステムの利用開始

OBDシステム

変更申請内容  
の確認

運輸局に  
新指定番号を確認

廃止新規日に合わせて  
新指定番号に更新し  
変更申請の承認



『1234』→『1234A』は、変更なしです。※システム上の指定番号はどちらも『1234』

### ■システム上の指定番号の変更なし(近畿局、中国局管内) 例：事業場名称のみ変更

申請日

廃止新規日

整備事業者

運輸局  
に申請

OBDシステムへの  
事前申請は不要

事業場名称変更時、  
OBDシステムに変更を申請  
新名称にて  
OBDシステムの利用開始

OBDシステム

変更したいタイミングで申請

即時反映